
南仏ビテロワ地方における国王統治の始まり

——1247年の監察記録に基づく一分析——

向井伸哉

0. 序論

1247年に行われたルイ9世の監察(enquête)は、国王役人の非行を調査するために計画された。そこで生み出された監察使(enquêteur)の記録は、村落レベルにおける国王統治の衝撃を明らかにするものであり、社会史・制度史研究にとって、豊かな鉱脈を形成している¹。それは、統治者と被治者の関係を、日常的・個人的レベルで示しつつ、国王統治の最末端を我々に物語る。13世紀は、拡大する国王統治が、その存在を感じさせ始める時期であり、1247年の監察記録の分析は、その拡大過程を詳細に理解することを可能にしてくれる²。本稿の目的は、この1247年の監察記録を用いて、ビテロワ地方における初期の国王統治の実態を村落レベルで詳細に把握することにある³。

ビテロワ地方を内包する低ラングドック地方における国王統治は、シモン・ド・モンフォールに率いられた1209年のアルビジョワ十字軍に続く、1226年のルイ8世のアルビジョワ十字軍をもって始まった。その後、当地方は東部のポケール・ニームのセネシャル管区(sénéchaussée)と西部のカルカソンヌ・ベジエのセネシャル管区に二分され、後者では、当該管区の長としてセネシャル(sénéchal)がカルカソンヌに置かれ、その下僚としてヴィギエ(viguiier)がベジエに置かれた。ヴィギエは裁判官(juge)や副ヴィギエ(sous-viguiier)によって補佐され、彼らとともにベジエのcuriaを形成した。ビテロワ地方は、このベジエのcuriaの管轄下に入り、村落にはバイル(bayle)が、重要な城塞には城代(châtelain)が、それぞれ置かれた⁴。

それでは、実際のところ、当地方における国王統治の初期段階において、どのような統治が国王役人によって行われていたのだろうか。それは、単純な抑圧だったのか、あるいは、複雑な相互依存の様相を呈していたのか⁵。以下、監察使の記録に記された「国王役人による住民に対する強制徴収」に注目し、国王統治の

1 1247年の監察記録は、Delisleによって公刊されている。L. Delisle, ed., *Les enquêtes administratives du règne de Saint Louis (Recueil des historiens des Gaules et de la France, XXIV)*, Paris, 1904; repr., Farnborough, 1967. 以下、RHGF, XXIV と略記。

2 本稿は、Bartlettの研究から着想を得ている。R. Bartlett, “The impact of royal government in the French Ardennes: the evidence of the 1247 enquête,” *Journal of Medieval History*, 7, 1981.

3 本稿で用いる主要史料は、以下の二つである。*Querimoniae biterrensium pars prior anno 1247 (RHGF, XXIV, pp. 319–358); Querimoniae biterrensium pars posterior anno 1247 (RHGF, XXIV, pp. 359–385)*. 以下、QBI; QBII と略記。

4 A. R. Friedlander, *The administration of the seneschalsy of Carcassonne: Personnel and structure of royal provincial government in France, 1226–1320*, Ph.D. dissertation, University of California, Berkeley, 1982, pp. 25–50.

5 「単純な抑圧」の典型的叙述は、以下を参照。M. Bourin, “Le massacre de 1209,” in *Histoire de Béziers*, Toulouse, 1986, p. 110: De fait, cette jeune administration royale, parfois par méconnaissance des usages locaux, plus souvent par esprit de pillage, soumit la région et la ville à une coupe réglée. ... Mais ces administration locaux de la première époque n'étaient pas tous des vautours nordiques venus piller le riche pays du vicomte Trencavel. Parmi les administrateurs dont se plaignent les habitants, dans les enquête menées au milieu du siècle, il y avait autant d'indigènes que de Français....

「複雑な相互依存」の典型的叙述は、以下を参照。M. Bourin, “L'administration locale dans la viguerie de Béziers au début du XIV^e siècle,” in *L'administration locale et le pouvoir central en France et en Russie. Comité français des sciences historiques*, Paris,

初期段階（1226–1247）における、国王役人＝統治者と住民＝被治者の関係の実態に村落レベルで迫っていくことにする。

1. 背景

ここで、分析に先立って、ピテロワ地方の概観を行う。ピテロワ地方は、1080年頃から1150年頃にかけて、城を核とする集村化の運動（*incastellamento*）を経験し、1150年頃までには、豊かな土地財産を持つ20人ほどの経済的エリート階層（*probi homines castri*）が、各 *castrum*、すなわち各村落に登場した。12世紀末以降、*probi homines castri* は同村落の領主や騎士と区別されはじめ、住民の代表として、共同体の自治機関であるコンシュラ（*consulat*）等を牽引する存在となった。基本的に、騎士は住民共同体の自治に参加せず、聖職者は住民共同体から排除されていた⁶。

こうした村落世界の上には、領主層の世界が存立していた。当地域の領邦君主であるベジエ副伯家は直接的影響力を行使できず、多くの中小領主が各村落の主として並存しており、また、中小領主層内部では、分割相続制により漸進的貧困化が進み、1つの村落を共同で所有する共同領主制が広がっていた。

以上より、13世紀ピテロワ地方における各村落を以下の図式で理解できる。

領主、あるいは共同領主たち—在地エリートが指導する住民共同体

アルビジョワ十字軍に対して、ピテロワ地方の領主層は、全体的蜂起を行わず、その内の一体性の欠如と日和見主義をさらけだした。事実、ピテロワ地方の大部分の領主は、「主君」の変化を受け入れ、「封臣」として存続している。言い換えれば、シモン・ド・モンフォールやルイ8世に反抗して除去された領主は少数だった⁷。対照的に、カルカソンヌ一帯では、領主層が激しく抵抗したため、彼らからの土地接収と北仏人の入植が集中した。また、領主層の反抗がほとんどなかったボケール・ニーム一帯では、大規模な土地接収や北仏人の入植は確認されない。

2. 分析

続いて、記録の分析に移る。本章では、「国王役人による住民に対する強制徴収」に注目し、国王役人＝統治者と住民＝被治者の関係を考察する。

表1は、1226年から1247年の間に、ピテロワ地方の各村落の住民が国王役人から受けた強制徴収の回数を示している⁸。ここで、住民全体に対する強制徴収に注目すると、これらの村落は、以下の2グループに分けられる。

グループX：住民全体に対する強制徴収を一度も受けていない村落（Caux, Cessenon, Pézenas, Servian）

グループY：住民全体に対する強制徴収を一度以上受けている村落（Roujan, Tourbes, Colombières,

1990, pp. 107–114: Les “bayles” royaux sont à la charnière de la machine administrative royale et de la population. De leur efficacité, de leur fidélité, de leur zèle, dépend l’efficacité de l’administration royale. ... Les bayles ... constituent un milieu homogène, très comparable d’ailleurs à celui des consuls et syndics, chargés par leurs concitoyens de l’administration communale. ... le bayle est l’intermédiaire entre les “hauts fonctionnaires” de la sénéchaussée et les populations locales. ... Au vrai, plus que la diligence même des bayles, c’est la communauté globale d’intérêts entre le roi, son agent et les populations qui font l’efficacité de cette administration. ... Bien que les plus hautes fonctions en soient confiées à des étrangers à la région, l’administration locale, dans la viguerie de Béziers, fonctionne par la volonté des populations locales.

6 M. Bourin, *Villages médiévaux en Bas-Languedoc: Genèse d’une sociabilité, Xe–XIVe siècle*, I, Paris, 1987, pp. 254–272, 311–330; Idem, *Villages médiévaux en Bas-Languedoc: Genèse d’une sociabilité, Xe–XIVe siècle*, II, Paris, 1987, pp. 145–202.

7 *Ibid.*, pp. 115–128.

8 QBI・QBIIに基づいて作成。

表1 ピテロワ地方における国王役人による住民に対する強制徴収

村落	セネシヤル		ベジエの curia		当該村落に置かれた国王役人		当該村落に置かれた国王役人		村落の規模	アルビジョワ十字軍期における領主あるいは共同領主の一人の除去	当該村落に置かれた国王役人 外部村落の住民に対して
	当該村落の個人に対して	当該村落の住民全体に対して	当該村落の個人に対して	当該村落の住民全体に対して	当該村落の個人に対して	当該村落の住民全体に対して	当該村落の個人に対して	当該村落の住民全体に対して			
Caux	1	0	2	0	0	0	4	0	中	●	39
Cessenon	1	0	1	0	0	0	1	0	中	●	13
Pézenas	0	0	0	0	0	0	11	0	中	●	7
Servian	6	0	4	0	0	0	6	0	中	●	16
Roujan	0	5	7	2 (+セネシヤル)	23	1	12	1 (+セネシヤル)	中	×	0
Tourbes	3	3	4	5	0	2	8	1 (+ヴイギエ)	中	×	1
Colombières	0	3	9	8	0	0	4	2 (+ヴイギエ)	小	×	0
Nezignan	1	1	0	3	7	2	0	0	小	×	×
Boujan	0	1	1	0	0	0	1 (+ヴイギエ)	0	小	×	0
Espondeilhan	0	0	2	2	2	1 (+ヴイギエ)	0	0	小	×	×
Puissalicon	2	1	0	0	3	0	0	0	小	×	×
Montblanc	1	0	1	3	1	1 (+ヴイギエ)	1	3	小	●	0
St-Geniès	1	2	1	0	0	0	0	0	小	●	×

Nezignan, Boujan, Espondeilhan, Puissalicon, Montblanc, St-Geniès)

この差異より、グループXの村落に関しては、国王役人が一定の配慮を持って住民を統治していることがうかがえる。

この解釈は、グループXの村落の住民に対する肩入れやグループYの村落の住民に対する冷遇を示すいくつかの事例によって裏付けられる。以下の事例からは、国王役人によるグループXの村落の住民に対する肩入れが読み取れる。

- 1) Tourbesの人々が、Servianの人々によって奪われた家畜を取り返した際、セネシャルのBeucelin de Linasは、ServianではなくTourbesの人々に罰金を課した⁹。
- 2) Servianの人々とEspondeilhanの人々が訴訟を行った際、ベジエの*curia*は、*curia*の慣習に反し、Espondeilhanの人々から訴訟費用として200スーを徴収した。さらに疑わしいことに、ベジエの*curia*のメンバーは、訴訟期間中にServianを訪れ、住民と接触している¹⁰。
- 3) Tourbes住民のP. Faberが、3人のServian住民に対して勝訴した際、セネシャルのJean d'Escrennesは、彼ら3人に16リーヴルの罰金支払いを強制しようとしなかった¹¹。
- 4) セネシャルのJean de Fricampisは、PuissaliconやRoujanの公証人職を廃止し、同職をCaux住民のPierreに受け持たせた¹²。

こうした事例は、グループYの村落の住民に関しては、確認できない。さらに、以下の事例からは、国王役人によるグループYの村落の住民に対する冷遇を読み取ることができる。

- 5) 1242年以降、「動産と下級裁判権に関わること」について、管轄権がPézenasに移ってしまったので、問題が生じた場合、Roujanの人々は、Pézenasまで赴かなければならなくなった¹³。

こうした事例は、グループXの村落の住民に関しては、確認できない。それでは、なぜ、国王役人は、グループXの村落の住民に対して、一定の配慮を持って統治を行ったのか。この問いは、村落の規模、並びにアルビジョワ十字軍期に領主あるいは共同領主の一人が除去されたかどうか注目すれば、説明可能である。

グループX：領主あるいは共同領主の一人がアルビジョワ十字軍期に除去された中規模村落。

グループY：領主あるいは共同領主の一人がアルビジョワ十字軍期に除去されていない中規模村落。あるいは、小規模村落。

説明は以下になる。大部分の領主が残存しているピテロワ地方において、領主あるいは共同領主の一人がアルビジョワ十字軍期に除去された中規模村落であるグループXの村落は、王権の数少ない貴重な統治拠点となった。国王役人が当村落を統治する際、在地エリートに指導された住民共同体は、政治的に無視できない存在であり、従って、住民共同体への配慮が必要となった。

また、グループXの村落が統治拠点であったことは、次の事実によって裏付けられる。

グループX：当該村落に置かれた国王役人による外部村落の住民に対する強制徴収が数多く存在する。

グループY：当該村落に置かれた国王役人による外部村落の住民に対する強制徴収がほとんど存在しない。あるいは、当該村落に置かれた国王役人の存在自体確認できない。

このことは、グループXの村落に置かれた国王役人が、アルビジョワ十字軍期に除去された領主に取って代わり、自己の置かれた村落に限定されず、外部村落へと広がりを持つ大きな権限を有していることを反映し

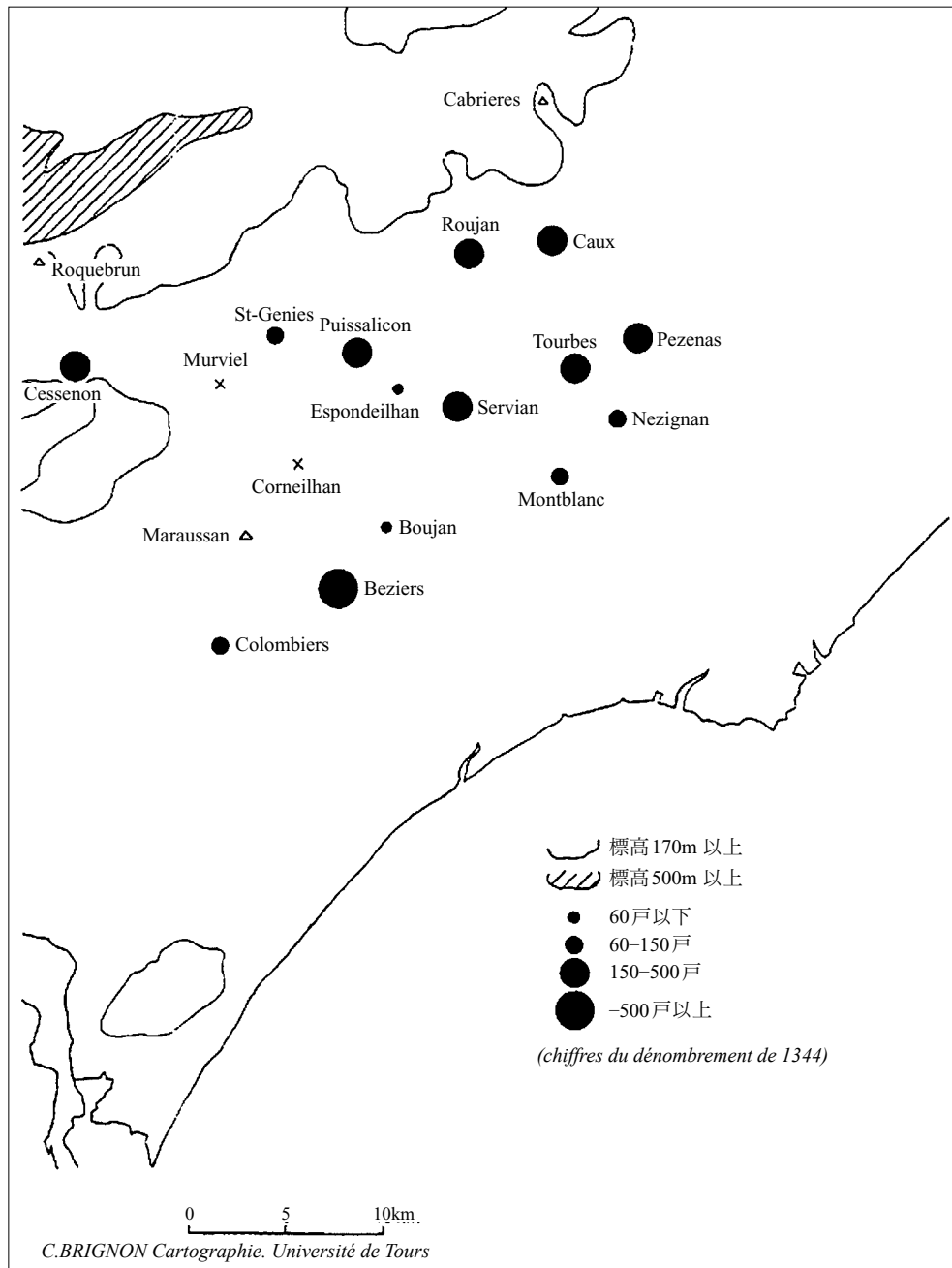
9 QBI, 153.

10 QBI, 136.

11 QBI, 156.

12 QBI, 151; RHGF, XXIV, p. 677, no. 99. (1262年の監察記録)

13 QBII, 43; RHGF, XXIV, p. 677, no. 99. (1262年の監察記録)



M. Bourin, *Villages médiévaux en Bas-Languedoc: Genèse d'une sociabilité, Xe-XIVe siècle*, II, Paris, 1987, pp. 136, 158に基づいて作成。

ている。

最後の例示として、Cauxの事例は、前述の論点を補強することに資するだろう。以下の事例からは、国王役人とCaux住民（Cauxのコンシュラ）の協調関係を読み取ることができる。

- 1) ベジエのヴィギエの命令で、CauxのバイルのP. de Frenèは、Mougèreの製粉場などから穀物の計量器 (*pogneria*) を奪い、Cauxのコンシュル (*consul*) の指揮の下、P. Maurannusに量らせた¹⁴。
- 2) ある2人のRoujan住民が、所有するMougèreの製粉場で、Cauxの度量単位 (*mensula*) でなく、Gabianの度量単位で、穀物の計量器を維持していたので、CauxのバイルのG. de Valle Congreiaは、

彼らに10スーの罰金を課した¹⁵。

国王統治が定着した14世紀初頭において、ピテロワ地方の各村落では、度量衡の管理に関して、コンシュエラが監視し、国王役人が執行するという具合に、相互補完的職務割当が行われていた¹⁶。Cauxでは、この相互補完的職務割当が、早くも13世紀前半に実現されている。

さらに、Caux住民と王権の積極的結びつきを示すものとして、下級役人を経験したCaux住民の上級役人への昇進が確認できる。

1) Pierre Bedos : Caux のバイル、Alignan のバイル→Capestang のヴィギエ¹⁷

2) G. de Cassaignas : Caux のバイルの下僚→ベジエの副ヴィギエ¹⁸

3. 結論

ピテロワ地方における国王統治の初期段階において、国王役人＝統治者と住民＝被治者の関係は、前者による後者の単純な抑圧でも、両者の複雑な相互依存でもなかった。その関係の性質は、統治拠点となった村落とその他の村落で異なり、統治拠点になるか否かは、村落の規模と領主の除去という2つの条件に大きく左右された。統治拠点となった村落の住民に対する統治は、国王役人によって一定の配慮を持って行われ、さらに、ある場合には、国王役人と住民との間に協調的・積極的結びつきさえ存在した。

この関係性の差異は、村落の規模に加え、政治的変動期に領主の政治的態度が大きな意味を持つという当然の事実の帰結であり、同時に、領主の政治的態度が一体的でなかったピテロワ地方の特殊性の産物でもある。

本稿において、著者は、マイクロレベルで、国王統治に対する社会＝政治的アプローチを試みた。このアプローチは、ラングドック地方における国王統治の研究に新しい光を投げかけるだろう。

補足：反証事例

村落	当該村落の住民全体に対する強制徴収	村落の規模	領主あるいは共同領主の一人の除去	当該村落に置かれた国王役人による外部村落の住民に対する強制徴収
Maraussan	×	中	●	×
Roquebrun	×	小	?	4
Cabrières	●	小	●	0
Murviel	×	中	×	3
Corneilhan	×	中	×	0

・Maraussan：当村落の共同領主の一人は、*castrum* の領主権を B. Maraussan に売却し、続いて王が同領主権を B. Maraussan から交換によって獲得した (QBI, 36)。ベジエへの近きゆえ、当村落は、王権の活発な統治拠点にはならなかったように思われる。

・Roquebrun：当村落は小規模であるが、山岳地域に対する統治拠点になっていたように思われる。

・Cabrières：当村落は小規模であるが、王権の統治拠点であったと考えられている (A. R. Friedlander, *op. cit.*, pp. 25, 88)。住民全体に対する強制徴収を受けている理由は、村落の規模と関係があるかもしれない。当村落は、以前、ナルボンヌ副伯の支配に服しており、住民は1242年の反乱に参加したようだ (QBI, 86)。反乱後、住民は追放され、自身の家で生活することはおろか、家に入ることもさえ許されなかった (QBI, 93)。

・Murviel：説明不可

・Corneilhan：説明不可

15 QBI, 44.

16 M. Bourin, "L'administration locale dans la viguerie de Béziers au début du XIVème siècle," in *L'administration locale et le pouvoir central en France et en Russie. Comité français des sciences historiques*, Paris, 1990, p. 111.

17 QBI, 53, 167; QBII, 34.

18 QBI, 13, 78, 79; QBII, 52, 79, 80; A. R. Friedlander, *op. cit.*, pp. 48, 339.